

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和元年  
11月15日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 二
  - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定 (環境政策課) ..... 六
  - 漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) ..... 七
  - 公告
    - 山口都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 七
    - 選管告示
      - 政治団体の名称等 ..... 七
      - 政治団体の異動事項 ..... 七
      - 解散等に係る政治団体の名称等 ..... 八
      - 資金管理団体の異動事項 ..... 八



### 山口県告示第二百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十一月十五日から同年十二月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部市民生活課において公衆の縦覧に供

する。

令和元年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 柳井化学工業株式会社  
住 所 柳井市柳井一五八二番地の四
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 柳井化学工業株式会社柳井本社工場  
所 在 地 柳井市柳井一五八二番地の四
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (N <sup>m</sup> /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
一五〇イ (二基)	一五、七〇〇	令和二、 一、六	令和二、 一〇、一	令和二、 一〇、一
〃	〃	〃	令和三、 一〇、一	令和三、 一〇、一
〃	〃	〃	〃	連 続 二 四 時 間
〃	〃	〃	〃	変 動 な し

備考 「一五〇イ」とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七	二〇	〃
一五(一基)	九	三〇	〃
〃	〃	二	〃
〃	〃	五	〃
〃	〃	三三・五	〃
〃	〃	三七・五	〃
〃	〃	一	〃
〃	〃	一	一九二
〃	〃	〃	一九二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	七・三	七・五	三	五〇
〃	七・一	六・八	三三	〃
〃	〃	〃	四二	〃
〃	〃	〃	一〇	〃
〃	〃	〃	三〇	〃
〃	〃	〃	二	〃
〃	〃	〃	一四・九	〃
〃	〃	〃	一七	〃
〃	〃	〃	一・六三	〃
〃	〃	〃	一・八	〃
〃	〃	〃	一、一〇六	〃
〃	〃	〃	一、三四六	〃

山口県告示第二百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十一月十五日から同年十二月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部市民生活課において公衆の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 柳井化学工業株式会社  
 住 所 柳井市柳井一五八二番地の四

二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名称 柳井化学工業株式会社柳井本社工場  
 所在地 柳井市柳井一五八二番地の四

三 特定施設の種類の  
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第百三十三号）別表第二十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設

四 変更しようとする事項の内容  
 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目	構造		使用の方法	
		能力	間隔	使用時間	使用の方法
〃	項目	能力	間隔	工事着手	一日当りの使用時間
				工事完成	
〃	項目	能力	間隔	使用開始	季節的変動の概要
				使用時間	

種 類	四六一イ					項目	通	常	最	大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	九二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	九二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一八	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一八	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	四六一イ					項目	通	常	最	大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前							
一五一イ	〃	〃	〃	〃	〃	五四、八〇〇 (N <sup>3</sup> /時)	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四六一イ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	連続	二四時間 変動なし

備考 「四六一イ」とは水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいい、「一五一イ」とはダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設をいう。

活性汚泥処理施設		凝集沈殿処理施設		〃		〃		〃		液中燃焼炉		種類
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目
〃	コンクリート製・強化プラスチック	〃	コンクリート製	〃	〃	鋼鉄製・レンガ	〃	鋼鉄製・レンガ	〃	鋼鉄製・レンガ	〃	構造
〃	( $\frac{m^3}{日}$ 二六〇)	〃	( $\frac{m^3}{日}$ 一六〇)	〃	〃	( $\frac{kg}{日}$ 一五、〇〇〇)	( $\frac{kg}{日}$ 四〇、〇〇〇)	( $\frac{kg}{日}$ 六〇、〇〇〇)	〃	( $\frac{kg}{日}$ 六〇、〇〇〇)	〃	能力
〃	活性汚泥	〃	凝集沈殿	〃	〃	液中燃焼	〃	液中燃焼	〃	液中燃焼	〃	処理の方式
〃	〃	〃	〃	〃	〃	連続	〃	連続	〃	連続	〃	使用時間
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四時間	〃	二四時間	〃	二四時間	〃	の一日当たり
〃	〃	〃	〃	〃	〃	変動なし	〃	変動なし	〃	変動なし	〃	概季節的変動の要
(既設)						〃	(既設)	令和二、一、六	〃	令和二、一、六	〃	年工事着手予定
						〃		令和三、一〇、一	〃	令和二、一〇、一	〃	年工事完成予定
						〃		令和三、一〇、一	〃	令和二、一〇、一	〃	年使用開始予定

(三) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

一五〇イ		〃		〃	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	〃	七・五	〃	〃
〃	一〇	〃	〃	〃	〃
〃	一五	〃	〃	〃	〃
〃	二	〃	〃	〃	〃
〃	五	〃	〃	〃	〃
〃	三〇	〃	八五	〃	〃
〃	六〇	〃	八五	〃	〃
〃	三	〃	一七	〃	〃
〃	一〇	〃	一七	〃	〃
〃	四〇	〃	三	〃	一三
〃	四五	〃	一〇	〃	一三

(四) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	液 中 燃 焼 炉																種 類	
	処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後			項 目
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後				
	七				九				九				九				通 常 最 大	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)
	一〇、五				一〇、八				一〇、八				一〇、八				通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
	一、七〇〇				一〇、〇〇〇				一〇、〇〇〇				一〇、〇〇〇				通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
	一、九二〇				三、〇〇〇				三、〇〇〇				三、〇〇〇				通 常 最 大	鉍 油 類 (mg/l)
	四〇				八〇				八〇				八〇				通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
	六〇				一一〇				一一〇				一一〇				通 常 最 大	燐 素 (mg/l)
	二				検出せず				検出せず				検出せず				通 常 最 大	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	八〇				一〇〇				一〇〇				一〇〇				通 常 最 大	
	一〇七				一五〇				一五〇				一五〇				通 常 最 大	
	一〇				二〇				二〇				二〇				通 常 最 大	
	一七				五〇				五〇				五〇				通 常 最 大	
	一一〇				一五				四〇				九六				通 常 最 大	
	一六〇				一五				四〇				九六				通 常 最 大	



山口県告示第二百三十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和元年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
新南陽区域		主としてほら囲刺網を使用して営む漁業	



(一六四) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山口都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和元年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
山口都市計画道路三・五・十八上矢原下東線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
山口市矢原町、幸町、葵一丁目、葵二丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷上東三丁目及び吉敷佐畑一丁目
- 三 変更の内容  
名称、位置、区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
令和元年十一月十五日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日(年月日)
自民党山口支部	森繁 哲也	成田 佳子	下松市大手町3丁目5番9号	以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(自由民主党)の支部	令和元、9、2
自民党山口支部	国本 卓也	山田 真 隆	熊毛郡田布施町大字下田布施2160の10	"	" 13
自民党山口支部	右近真知子	園田 隆	柳井市新市沖5番20号	"	" 27

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年十一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の名	異動事項	異動内容		備考(異動年月日)
			新	旧	
代表者の名	氏名	代表者	大内 一也	西嶋 裕作	

令和元年十一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

国民民主党山口県第1区総支部	大内 一也	国会議員関係の区分	代表者である公職の係る種別	政治資金規正法第79条の7号に於ける国会議員関係の政治団体	国会議員関係以外の政治団体	令和元、2 9、 2
		加藤 寿彦	衆議院議員	—		
国民民主党山口県第3区総支部	加藤 寿彦	代表者	加藤 寿彦	加藤 寿彦	西嶋 裕作	“ “ “
自由民主党山口県電気通信支部	兵庫 雄二	会計責任者	長尾 貴洋	長尾 貴洋	西田 淳	“ 7、 /
藤道健二後援会	登城 宏司	事務所	萩市大字椿東2934の10	萩市大字椿東2934の10	萩市大字土原88の4	“ “ 17
柳居俊学校後援会和会	椎木 巧	代表者	椎木 巧	椎木 巧	中本 富夫	“ “ 13

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
市政を市民にとりもどす会	松田 直子	恵大	周南市大字戸田2545	令和元、25 9、 25
高橋せいじ後援会	高橋 成次	高橋 京子	宇部市中央町3丁目4番15号	平成30、 12、 31
村中克好後援会	竹村 誠	平田 浩二	下関市秋根南町2丁目 / 番 / 号	令和元、 8、 8

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

資金管理団体の届出事項を異動した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動	内容	備考 （異年月日）
			新	旧	
藤道 健二	萩の未来ネットワーク	事務所	萩市大字椿東2934の10	萩市大字土原88の4	令和元、17 9、 17

令和元年十一月十五日印刷  
令和元年十一月十五日発行

発行人 山口県知事